

新潟市告示第205号

新潟市味方地区公民館使用料の収納事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、新潟市味方地区公民館使用料の収納事務について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年4月1日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 新潟市味方地区公民館使用料の収納事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 公益社団法人 新潟市シルバー人材センター 理事長 若林 孝
所在地 新潟市中央区上所1丁目11番4号
- 2 収納事務を行わせる歳入
新潟市味方地区公民館使用料
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和7年4月1日
- 4 収納事務を委託した日
令和7年4月1日
- 5 収納事務を行わせる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで